

武田 幸也 提出 学位申請論文（課程博士）

『近代における神宮教化の研究』 審査要旨

論文の内容の要旨

本論文は、「近代における神宮教化の研究」と題し、近代における神道教化の展開を神宮教化に焦点を当てつつ、神宮教院・神宮教・神宮奉斎会を具体的な対象とし、それぞれの組織や活動、及びその制度的な側面を前提とした教説の展開について論じたものであり、序論と結論を含めた全十章で構成されている。すなわち、本論文の意図・目的等を述べた序論、研究の対象とする神宮関係教化機関の組織・活動に関する制度的側面を論じた第一章から第四章までの第一部と、主に神道教化・教説面について論じた第五章から第八章までの第二部、そして結論から構成されている。

序論では、本論文の課題と対象、並びに構成について説明されている。ここでは近代を通じた神道教化研究の概要が紹介された上で、神道教化研究の一環として神宮教院・神宮教・神宮奉斎会を取り上げたことが明示され、神宮教化研究が近代神道史や近代の伊勢信仰・伊勢講、あるいは「国家神道」研究等に対して本論文が有する意義について述べられている。

第一章「明治初年の神宮教院・神宮教会と神風講社」では、神宮の教化活動の展開によって結収された神風講社に焦点を当てながら、明治初年の神宮を中心とする教化体制が構築されていく過程が検討されている。明治四年の改革を経た神宮は、五年から神宮教院や神宮教会・神宮東京出張所等を設立し、国民教化運動に取り組んでいく中で、旧来の伊勢講を神風講社として改組・結収していくのであるが、この神風講社は、先行する愛国講社の商会類似活動をめぐる大蔵省、教部省、大教院、神宮の議論が前提となりつつ、規約が作成され、それに従って結収が行われていった過程を明らかにしている。

第二章「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究」は、これまでさほど検討されてこなかった神宮教の組織と活動について検討を加えた論考である。明治初年に構築された神宮を中心とする教化体制は、明治十五年の神宮教導職分離により神宮から分離して神宮教へと改組され、次いで十七年に教導職制度が廃止されたことを受け十九年には「神宮教教規」を定め、二十六年には「教規」を大幅に改正し教団組織を固めていく過程を論じている。この二十六年は、神宮教にとって画期となった年であり、「教規」の改正以外にも、独自の機関紙発行や人材養成機関たる「神宮教々校」の設立が決定されるなど、神宮教の制度的整備が進み、祭祀・教育・教化に大別される活動が展開されていく過程が論じられている。

第三章「明治後期における神宮奉斎会と皇典講究所―「祭祀」と「宗教」をめぐって―」は、明治三十二年の神宮奉斎会設立を軸としつつ、神宮教から神宮奉斎会への改組に至る過程を踏まえた上で、神宮奉斎会と「非宗教」としての神社界（祭祀）・皇典講究所（学事）と「宗教」としての教派神道の関係を検討する

ことにより、明治三十年代から四十年代にかけての「非宗教」と「宗教」の関係について考察したものである。神宮教は、「非宗教」的な団体として神宮奉斎会を設立するが、こうした動向は明治二十年代の神宮教における紛擾から主張されていったことを明らかにし、神宮奉斎会が「靈魂帰着」や「安心立命」に関わるような言説を「宗教」と見なしていたことを踏まえて、そのような「宗教」的な言説を封じ、自らの活動を「国民道徳」として位置づけ、神宮大麻・暦の頒布活動や「国礼」としての神葬祭執行、「勅語勅諭」を基とする講演等を活動の軸としていく中で、「祭祀」との一体化を進めていくことなどが論じられている。

第四章「神宮奉斎会から神社本庁へ」は、大正・昭和戦前期の神宮奉斎会の活動を確認した上で、神宮奉斎会の活動や理念がどのように戦後の神社本庁体制へと連続しているのかを論じたものである。大正期の神宮奉斎会は、神宮大麻・暦の頒布権の喪失や神部署支署の全廃、伊勢大本部廃止、関東大震災等により、会勢は極度に衰えていったのであるが、大正十年に今泉定助が会長となって神宮奉

齋会の立て直しが図られるようになったと説く。さらに昭和十九年の今泉逝去後には、藤岡好春会長と宮川宗徳専務理事の下、戦時に即応した体制へと改革が進められ、終戦後も戦後の混乱に対応するための改革が進められるのであるが、GHQによる占領政策が進められる中で神宮奉齋会も他の民間神祇関係団体たる大日本神祇会・皇典講究所と協力して神社本庁設立に関与していく過程が考察されている。また、昭和二十一年の神社本庁設立後にも、奉齋会専務理事であった宮川宗徳が初代事務総長に就任し、神社新報社・神道文化会等を含む、戦後の神社本庁体制の確立に尽力していったことなどが紹介されている。

次いで第二部の各章においては、第一部において論じた神宮教院・神宮教・神宮奉齋会の教化体制や活動を踏まえつつ、どのような神道教説が展開されたのかを論じている。

第五章「神宮教院の神道教説史―教説書を中心として―」では、神宮教院出版の教説書を検討することにより、神宮教院において展開された神道教説が論じら

れている。神宮教院では、教説の中心に造化三神と天照大神を位置付け、造化三神によって「鎔造」された世界が天照大神によって完成され、天照大神が造化の神徳や八百万の神々の神徳を「大成」した存在と位置付けられたとし、「死後の安心」を軸に善行を勧める教説が展開されたと論じている。そして、こうした神宮の教説は、明治八年に「死後の安心」が教説の中核的な課題に位置付けられるとともに、具体的な救済の方法として「祓」の教説も浮上してくると指摘する。また、神宮教院の教説展開は、国学を基盤としつつ、キリスト教対策や仏教との対峙を課題としながら、神宮を中心とした教化体制の展開に従って構想されていたとも述べている。

第六章「田中頼庸の教化構想と神道教説」では、第五章を踏まえた上で、神宮大宮司であった田中頼庸に焦点を当てつつ、祭神論争を軸としながら、田中の教化構想と神道教説について考察が加えられている。田中には、如何にして強固な祭政一致体制を構築し、それを維持するのか、という問題意識があったことを指

摘しつつ、『三條演義』と『神徳論』の分析を通して見た田中の神道教説が論じられている。田中は『三條演義』で天照大神を「宇宙の大主宰」と捉えつつ、その「神徳」を蒙らない存在はないと指摘し、人の靈魂が「天神」の「神徳」によつて賦与されたものであつて、人が本分を尽くせば靈魂が死後「人の本世」たる「神界」に歸つて「神賞」を得、本分を尽くさなければ靈魂が「夜見国に遂遣れて永世艱苦」を受けるといふ教説を展開したこと、あるいは『神徳論』で天照大神を「無上ノ至尊」と捉えた上で、その神徳を「他神ノ比」ではないとしつつ、偉大な神徳ほど一般に理解されがたいと指摘していることなどが紹介されている。

第七章「祭神論争における「伊勢」と「出雲」——「神社」と「国学」に着目して——」は、近代神道史の大きな転換点となつた明治十五年の神官教導職分離をもたらしした祭神論争について、これが神道事務局の「根本」たる神殿の祭神をめぐる論争であつたことに注目し、そこで対立した「伊勢派」と「出雲派」の教化体

制を踏まえながら、教説上の対立を検討することにより、大教宣布運動における「神社」と「国学」の関係が論じられている。ここでは「伊勢派」と「出雲派」が、互いの教化体制（神宮教院・神宮教会や出雲大社教会）を前提としながら、ともに死後における靈魂の救済を得ることを目的とする教説を展開したことを確認した上で、そのための具体的な信仰対象として天照大神と大国主神の存在が教説上に浮上してきたと論じている。

第八章「神宮教・神宮奉斎会における神道教説」は、神宮教院において構想された神道教説が、神宮教・神宮奉斎会という制度的・組織的な変遷の中で、どのように変化を遂げていったのかについて、藤井稜威、當山亮道、當山春三、今泉定助といった神宮教・神宮奉斎会に関係する指導的人物の文献・著作を通して検討したものである。神宮教時代の教説は、神宮教院時代に展開された造化三神と天照大神を中心に天照大神に対する信仰によって「死後の安心」を得ることができるといふ教説を維持しつつ、一方で人としての「本分」を尽すことを重視する

教説が展開されていったこと、そして神宮奉斎会成立以後は、奉斎会が宣揚する「斯道（神道）」を、政治や宗教を超越した「国家固有の道」たる「国民道徳の基本」とする理解を前提とした「古典」を重視する教説へと変化していくことなどが論じられている。

本論文最後の結論では、これまで論じられてきた結論が要約された上で、今後の課題として各地域における神宮教化の具体的検討や、神社と教派の関係を検討すること、また教説面では、近世国学と戦後の神社本庁教学との連続性の中で神宮教院・神宮教・神宮奉斎会の神道教説の意義を考察することなどが述べられている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、近代における神宮の神道教化運動の歴史的展開の実態を組織・制度

的側面と理論（教説）的側面の双方から考察した意欲的な研究である。言うまでもなく、神宮に関する研究は質量ともに他の神社のそれを遙かに凌駕する膨大な蓄積があるものの、近代の神宮をめぐる教化活動に関する研究業績はさほど多くないというのが実情である。

その要因としてまず考えられるのが、古来、神宮のみならず神社一般の中核をなす要素が祭祀面にあることが自明とされ、取り分け、神社の中の神社ともいべき神宮の研究も勢い祭祀中心のものとならざるをえないことが指摘出来よう。無論、この傾向自体は大いに評価されるべきであるが、殊、近代の神宮を論じる限り、そこには前近代の神宮とは異なる重要な要素があることにも十分な注意が払われて然るべきであろう。というのも、前近代の神宮御師による或る意味での神宮教化活動が「大神宮崇敬・信仰」に大きな影響を与えたことはよく指摘されることであり、それに関する研究もかなりある。だが、近代的神宮制度の出発を告げる明治四年七月の「神宮御改革」に端を発する内宮・外宮一体の神宮として

の組織的教化活動が直接・間接に継承されて今日に至るまでの神宮への「国民奉斎（奉賽）」の基盤を成していることに着目した専論的研究は皆無といっても過言ではなく、辛うじて岡田米夫の『東京大神宮沿革史』が挙げられるくらいのものである。

また、明治初期・中期における神宮の教化活動に限定しても、神宮教院時代の神宮教化活動について論じた河野省三や阪本健一、中島三千男、西川順土などの研究、あるいは神宮教及び神宮奉斎会に関する久保田収の論考、明治初期の神宮教化を主導した浦田長民などについて考察を加えた三木正太郎の論考などがあるくらいで、とても蓄積が豊富な研究分野とは言い難い。

このような研究状況において「近代における神宮教化」について研究することに相当の困難が伴うことは想像に難くない。しかし、論者は学部時代から明治初期の神宮大宮司・宮司や明治十五年設立の神宮教初代管長などを歴任した田中頼庸の研究を進め、田中に象徴される近代の神宮における教化活動の組織と実践的

教説を総体的歴史的に研究する必要性を痛感し、本論文に直接・間接に関連すると論者が思慮する数多の先行研究にも目を通しつつ、研究テーマに関連する近代の文献資料を博搜・調査して本論文の作成に着手することになったのである。また、論者にとっては幸いにも、國學院大學河野省三博士記念文庫が所蔵する関係文書や書籍を調査する機会に恵まれたことなどもあって、先行研究にはなかった資料・文献の紹介・分析を加味して「近代における神宮教化」の歴史的展開の実態を浮き彫りにしたことは重要な成果と言えよう。また、第一章で扱われている神宮の教化活動の展開によって結収され、明治六年に設けられた神風講社の考察に不可欠な『神風講社結収大意』などの貴重な資料が紹介・翻刻されているなど、本論文によって貴重な関連資料が容易に読めることも研究者にとっては非常に有益であると評価出来よう。

前記したように、本論文の特色は関連する先行研究が少ないにも関わらず、論者自身が広範に調査・分析した関連資料を駆使して、明治初年から昭和二十一年

の神宮奉斎会解散までの広義の「近代の神宮教化」活動の歴史的展開を制度面・理論面から考察を加えた点である。しかしながら、一般論としていうならば、そうした特色はあくまでも先行研究を踏まえた上で発揮されるべきであって、単に先行研究が使用していない新出の資料があり、それを紹介・分析するだけでは資料紹介にはなっても「論」にはならないことは言うまでもない。また、新出資料にしても、その正確な読解がなければこれまた「論」にはならない。果して、本論文はどうであろうか。以下、少しくこの点について触れてみたい。

本論文の第一章「明治初年の神宮教院・神宮教会と神風講社」は、前記したように河野省三や阪本健一などの先駆的研究があり、また大教院体制下での大教宣布運動に関連する研究もかなり豊富なこともあって、その意味では論者の力量が問われる時期を扱った研究と言える。論者が本章で力を注いだのは、明治初期に再編成された伊勢講の後身ともいべき神宮教院・神宮教会の神風講社についての実態解明である。

論者は大要以下のことを明らかにしている。すなわち、明治四年の改革を経た神宮は翌五年から神宮教院や神宮教会・神宮東京出張所等を設立し、国民教化運動に取り組んでいく中で、旧来の伊勢講を神風講社として結収していくのであるが、当初の神風講社は、五十戸以上を分掌する「世話掛」の上に百戸以上を分掌する「取締」五、六名を纏めて一講社という形態であった。だが、神宮の教化体制が再編成されていく八年以降、神宮教院を中心に本部教会・各県教会・分教会、その下に一万戸で一講社というように組織化されていった。そして十年以降は、各地の神社・神職・教導職・神道事務分局・神宮教会が連携し、神道事務局と神宮の教化活動の一環として神風講社の結収が行われていったのである、と。

明治初期における神宮の教化活動が民衆と最も密接に繋がった神風講社であったことはよく指摘されることであるが、その組織や活動実態については殆ど明かにされていない。これまで、神風講社に的を絞った研究は皆無といつてよく、僅かに中島三千男が「大教宣布運動と祭神論争―国家神道体制の確立と近代天皇制

国家の支配イデオロギー」（『日本史研究』一二六、昭和四十七年）において『神宮公文類纂』教導編を検討・分析して、その組織化と展開の一端を祭神論争との関係において論じた研究があるのみである。

この論考の中で、中島は『神宮公文類纂』での神風講社に関する記事が明治十年以降十五年までの間に急速に減っていくことに注目しつつ、記事の減少は必ずしも神風講社の活動の不振を意味している訳ではない、と述べている。この中島の指摘は本文ではなく注記中のものであるが、論者はこれを重大な指摘として着目し、神宮の公的文書である『神宮公文類纂』以外の関係資料、具体的には神道事務局の機関紙として明治九年に創刊された『開知新聞』紙上の神風講社関係の記事を見出し、中島の指摘が妥当であったことを裏付けている。

以上、ほんの一例を挙げたに過ぎないが、論者の先行研究に対する目配りとそこから出て来る問題意識に対する真摯な研究姿勢が見て取れることは確認出来る。なお附言するならば、前記『開知新聞』での神風講社関係記事が紹介された

ことは、神宮教院を中心とする大教宣布運動は明治八年の大教院分離と明治十年の教部省廃止によって事実上終焉を迎えたと見做す傾向に対して再考を迫る一材料となる。これも本論文の一つの重要な成果であると思慮するものである。

本論文のもう一つの重要な成果は、第二章「神宮教の組織と活動に関する基礎的研究」において、当初は教派神道の一派でありながら、これまでの国家神道研究や教派神道研究の分野においてさほど検討されてこなかった神宮教の組織と活動について考察を加えたことである。本章の論題に「基礎的研究」とある所以である。

近代の神道史を考えるに際して、明治十五年の神官教導職分離及び同十七年の教導職制度全廃は、明治初年以来行政的にも内容的にも「神道」とされたものが、「神社神道」と「教派（宗教）神道」に分離された文字通り画期であることは今更いうまでもないことである。これは、近代の神宮にとっても同様であり、「祭祀」と「宗教」が神宮の両輪として近代の神宮を牽引してきたのである。と

ところが、明治初年に構築された神宮を中心とする教化体制は、明治十五年の神宮教導職分離により神宮から離れて神宮教へと改組を余儀なくされ、十七年には教導職制度が廃止されたことを受け十九年には「神宮教教規」を定めるなど、名実ともに「教派神道」として出発することになる。次いで、二十六年には「教規」を大幅に改正し教団組織を固め、神宮教独自の機関紙『教林』が発行され、また人材養成機関たる「神宮教々校」が設立された。こうした神宮教の設立と展開の基盤に明治初年以来の神宮教院での活動実績があることは容易に想像出来るが、前にも述べたように、その神宮教院の実績を継承して成立した「教派神道」の一派たる神宮教の実践的教説的活動については殆ど論じられることがなかった。その大きな要因は、神宮教が明治三十二年に「教派神道」を脱して、神宮の崇敬・奉斎団体としての神宮奉斎会という非宗教的組織へと改組されたことにより、「教派神道」研究の立場からも余り注目されないまま推移したから、というのが実情であろう。

このような状況の中で、論者は神宮教がその制度的展開を前提としつつ、実際には祭祀・教育・教化に大別される活動を展開し、特に説教活動を積極的に進めていたことを明らかにしている。さらに「神宮教々校」や神宮教の教師資格、神宮教と皇典講究所の関わりなどを通して、神宮教の教師に国学的な素養が求められていたことにも言及し、神宮教の活動実態を浮き彫りにしている。また、その神道教説についても、本論文では第二部所収の各章において、初代管長であり、その後身である神宮奉斎会の会長も務めた田中頼庸の神道論や神宮奉斎会の幹部であった藤井稜威、當山亮道、當山春三、今泉定助らの神道論を個別かつ系譜的に紹介し、分析を加えている。いずれの章も第一部所収の制度的側面に対応する論考であり、第一部と逐次照らし合わせて読むに越したことはないが、それをしなくとも最低限の神宮教化運動の制度的側面も理解出来るような内容になっている。本論文が一貫して、近代の神宮教化活動を制度面と教説面の双方の視点から有機的に考察しようとする態度の現れであり、単なる論考の寄せ集めではないこ

との証左と高く評価出来よう。

無論、本論文には問題点も残された課題も多々ある。取り分け、大きな問題点・課題としては、明治初年の神風講社以来大正期の神宮奉斎会に至るまでの神宮教化運動を民衆レベルで実質的に支えた神宮大麻頒布をめぐる活動実態やその理論的教説についての言及が殆ど見られなかったことである。また、細かな問題点の一例として、注記の中のことであるが、論者も紹介している明治六年頃の『神宮教会講社規約』に「仏葬祭」が容認されていることへの言及が見られないことなどが指摘出来よう。神葬祭普及運動は神宮においても重要な課題であったのであるから、仮令、注記での紹介であるにしても重要と思慮する資料の内容は吟味し、注記においても指摘しておく配慮が必要であろう。尤も、これらの問題点や課題については論者に対する学力確認に際しても取り上げられたことであり、論者はこれらの課題に取り組み、解明する能力が十分にあるものと思慮する。

以上の審査結果をもってすれば、本論文の提出者武田幸也は、博士（神道学）

の学位を授与せられる資格があると認める。

平成二十七年二月十四日

主査 國學院大學教授 阪本是丸 ①

副査 國學院大學教授 武田秀章 ①

副査 國學院大學教授 中西正幸 ①

武田 幸也 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（神道学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十六年十二月十七日

学力確認担当者

主査	國學院大學教授	阪本是丸	印
副査	國學院大學教授	武田秀章	印
副査	國學院大學教授	中西正幸	印